

平成30年10月10日
近畿総合通信局

不法無線局の路上取締りで2名を摘発

～大阪府茨木市で警察署と共同で取締りを実施～

近畿総合通信局（局長：大橋 秀行（おおはし ひでゆき））は、平成30年10月9日、大阪府茨木警察署管内の路上において、同警察署と共同でトラック等の車両に開設した不法無線局の取締りを実施しました。

今回の取締りでは、自己の運転する車両に免許を受けずに無線局を開設していた2名を電波法違反で摘発しました。

取締り結果は、以下のとおりです。

1 不法無線局の種別及び局数

不法アマチュア無線 2局

2 被疑者の住所及び職業

大阪府吹田市在住の自営業（66歳 男）

兵庫県伊丹市在住の自営業（34歳 男）

3 関係法令及び適用条項

電波法第4条第1項（不法開設）

電波法第110条第1号（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）

4 参考事項

近畿総合通信局では、電波利用環境保護のため、今後も捜査機関の協力を得て、不法無線局の取締りを行っていく方針です。

連絡先：電波監理部 監視第二課
（担当：首藤、辻田）
電話：06-6942-8528